（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十一条　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　建築物石綿含有建材調査者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（適合勧告）

第十二条　国土交通大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が第五条第一項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その建築物石綿含有建材調査者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（改善勧告）

第十三条　国土交通大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が第七条の規定に違反していると認めるときは、その建築物石綿含有建材調査者講習実施機関に対し、同条の規定による建築物石綿含有建材調査者講習事務を行うべきこと又は建築物石綿含有建材調査者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（登録の取消し等）

第十四条　国土交通大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建築物石綿含有建材調査者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部又は一部の停止を指示することができる。

一　第四条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第八条から第十条まで、第十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十一条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による勧告に従わなかったとき。

五　第十六条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により第二条第二項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第十五条　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　講習の実施年月日

二　講習の実施場所

三　講義及び実地研修を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目並びにその時間

四　受講者の氏名、生年月日及び住所

五　講習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ建築物石綿含有建材調査者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、建築物石綿含有建材調査者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　建築物石綿含有建材調査者講習の受講申込書及び添付書類

二　講義に用いた教材及び実地研修に関する書類

三　終了した修了考査の問題、答案用紙及び採点に関する資料

（報告の徴収）

第十六条　国土交通大臣は、建築物石綿含有建材調査者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築物石綿含有建材調査者講習実施機関に対し、建築物石綿含有建材調査者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第十七条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示するものとする。

一　第二条第二項の登録をしたとき。

二　第八条の規定による届出があったとき。

三　第十条の規定による届出があったとき。

四　第十四条の規定により第二条第二項の登録を取り消し、又は建築物石綿含有建材調査者講習事務の停止を指示したとき。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百四十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5156号	MF及びHF用デジタル選択呼出装置並びにMF及びHF用デジタル選択呼出聴守装置	JSS－2250	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
第5157号	〃	JSS－2500	〃	〃